

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部長野県済生会シルバーランドみつい及びシルバーランドきしの職員慶弔見舞金に関する規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部長野県済生会（以下「本支部」という。）シルバーランドみつい及びシルバーランドきしのに勤務する職員（以下「職員」という。）の福利厚生に資するため、慶弔及び見舞について必要な事項を定めるものである。

(適用範囲)

第2条 この規程の適用範囲は、本会職員就業規則第4条の規定に基づく職員とする。

(結婚祝)

第3条 職員が結婚し、引き続き勤務する者に、祝金として、10,000円を贈る。

(弔慰)

第4条 職員及び家族が死亡した場合は、次に掲げる弔慰金を贈る。

(1) 職員の場合 20,000円

以上のほか、生花及び弔辞を贈るものとする。

(2) 家族の場合

(ア) 本人の配偶者（内縁の配偶者を含む）の場合 10,000円

以上のほか、生花を贈るものとする。

(イ) 本人の実父母の場合 5,000円

以上のほか、花輪を贈るものとする。

(ウ) 本人の子の場合 5,000円

(傷病見舞)

第5条 職員が傷病のため7日以上入院した場合、見舞金として5,000円を贈る。

(災害見舞)

第6条 職員の居住する住宅が火災又はその他の災害を被った場合は、次の各号に掲げる区分に従い該当各号に定める見舞金を贈る。

(1) 火災の場合 全焼20,000円、半焼10,000円

(2) その他の災害 全壊20,000円、半壊10,000円

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、施設長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。